

表14には、北欧4カ国の製造業における平均賃金の男女格差の1963年から1998年までの推移が示されている。<sup>3</sup> この表から、1960年代初めの北欧諸国における製造業に従事する男女の賃金格差は、男性100に対して女性が約70（最も高いスウェーデンで72、最も低いフィンランドで67）であったが、1960年代～1970年代を通じて、男女の賃金格差は縮まり、1980年にはスウェーデンで90、デンマークで86、ノルウェーでは82、そしてフィンランドでは75となった。賃金格差が比較的大きかったノルウェーとフィンランドでは、その後も格差の縮小が続き、1998年時点での製造業の平均賃金の男女差はスウェーデンで91、デンマークで84、ノルウェーはデンマークを追い抜き88、そしてフィンランドで79となっている。ここから、北欧諸国では1960年代から1970年代に女性の労働市場参入が急速に進む中で、賃金・給与の男女格差も縮まったことがわかる。

## 5. 家庭内役割の男女分担

第1～3節で、1960年代以降北欧諸国では女性の高学歴化と雇用労働力化を背景に晩産化が起こり、それによって出生率が低下したことが示された。この時期はまた、女性の家庭外就業の増加にともない、男女のジェンダー役割をめぐる意識が変化し、同棲や婚外出生の増加などに代表される社会制度としての結婚・家族の変化が起こった時期でもあった。その後、1980年代半ば以降出生率は回復したが、これには政策的支援の整備に加えて、男女の伝統的ジェンダー役割の変化があったことも見逃してはならない。

そこで、本節では、北欧諸国における女性の教育と就業の動向および家庭内役割の男女分担について見てみたい。特にここでは、北欧4カ国における家庭内役割の男女分担の水準とトレンドを概観し、次にスウェーデン、ノルウェー、デンマークの3国における男女の家事分担の決定要因に関するミクロ・データの分析結果を比較・検討する。

### (1) 家庭内役割の男女分担の水準とトレンド

前節でみたように、1980年ころまでに、北欧諸国では女性の就業（そのほとんどが家庭外の賃金就業）が当たり前となり、その後も高率で推移もしくは上昇を続けている。また、1970年代以降の北欧諸国の家族（児童家庭）政策は、児童の福祉とwell-beingの促進および仕事と家庭の両立支援に加えて、社会のあらゆる分野における男女平等の実現をその政策目標としてきた（Ellingsæter and Rønsen 1996; Forssén 2000; Jacobsson and Alfredsson 1993; OECD 2000b; Rønsen and Sundström 1996; Swedish Institute 1993）。しかしそのような政策的努力を続けてきた北欧社会においてさえ、家庭内役割の男女分担パターンは平等ではない。しかし、

<sup>3</sup> 平均賃金・給与の男女格差をみる際、製造業ではなく給与所得者全体もしくは事務職従事者を見る方が、earning powerの男女差を測る上でよりふさわしいと考えられるが、1960年代から1990年代末までの期間と通じて男女の平均賃金・所得のデータが得られるのは製造業のみであるため、ここではこのデータを使用した。

1970年代以降、北欧社会では政策の面のみならず、家庭内の男女関係においても平等化が進んでいることもまた事実である。表15には、北欧4カ国とわが国における男女別週平均終業時間と家庭内労働時間、および家庭内労働における男性の分担割合が示されている。この表から、長期にわたる時系列データがノルウェーを除き得られない（存在しない）ため確言はできないが、女性の終業時間が吹けるなかで（女性の家庭内労働時間ではなく）、男性の家庭内労働時間が大きく増加し、その結果ノルウェーでは1970年代初めには15%であった男性の家庭内労働分担割合は1990年には38%とこの20年間で約1.5倍に増加した。<sup>4</sup> 1980年代後半から1990年代初頭における他の3国の男性家庭内労働分担割合も、ノルウェーとほぼ同水準であり、スウェーデンでは1990-91年に39%、1987年のデンマークとフィンランドではそれぞれ33%と34%になっている。男性の家庭内役割分担割合がおよそ3分の1から4割というのは男女平等という視点からは十分ではないが、1991年でもわずか9%というわが国の値と比べれば、北欧諸国では男性の家事・育児への参加がずっと進んでいるといえよう。ここからも、女性の労働市場進出の急増にともなって、北欧の家庭内役割の男女分担パターンが大きく変化したことがわかる。

また、家事や育児に費やす時間は子どもの有無および年齢によって大きく異なることが予想される。そこで、子どもの有無と年齢により男女の家庭内労働パターンがどのように変化するかをさらに詳しくみてみたい。表16には、1984年のスウェーデンの『生活・余暇時間調査』のデータを基に算出した一週間の就業および家事・育児時間の男女平均が、子供の有無および一番下の子の年齢別に示されている。この表から、スウェーデン男性の育児時間は学齢前の子どもがいる場合目だって高く、また家事時間も子どもが3歳未満の場合高い。しかし、小さな子どもがいる家庭では、男性のみならず女性の育児・家事時間も大きく増える。その結果、子供の有無や年齢にかかわらず、女性は男性の約2.5～3倍の時間を家事に費やし、また一番下の子が13歳以上の（つまり子育てをほぼ終了した）者以外の女性は、平均して就業より家事に多くの時間を費やしていることがわかる。育児・子育てについても、女性は平均して男性の1.5～2倍の時間を費やしており、とくに就学前年齢の子をもつ女性が育児に使う時間は週約11～13時間と相当に多い。しかし見方を変えれば、育児休業中の女性はこの就学前の子供をもつ女性に集中しており、育児休業中であるがために育児に多くの時間が使えるとも考えられる。

このように北欧諸国における家庭内役割分担は決して男女平等とは言えないが、他の先進諸国と比べてかなり良い状態にあることもまた事実である。前述したように、分担割合が1割以下と先進国中最低であるわが国の場合はもちろんのこと、わが国同様低出生率になやむ

<sup>4</sup> 北欧4カ国では1999～2000年にかけて、Eurostat (Statistical Office of the European Communities)の主導する「ヨーロッパ生活時間調査 (The European Time Use Survey)」に産化して、全国生活時間調査が実施されている。残念なことに、その調査データの最終集計が終了していないため（データがまだ公表されていないため）、ここにそれを示すことはできなかった。これら生活時間調査の枠組みと概要は [http://www.stat.fi/tk/kva\\_ajankaytto\\_en.html](http://www.stat.fi/tk/kva_ajankaytto_en.html) もしくは <http://www.iser.essex.ac.uk/mtus/studies> など得ることができる。

イタリア（1988-89年で19%）やスペイン（1991年で18%）と比べても、北欧諸国の男性の家庭内労働分担割合は高い。ちなみに、分担割合が北欧とほぼ同じなのは、アメリカ合衆国とカナダの北米諸国およびオーストラリアなどのオセアニア諸国である（United Nations 1991, 1995）。

## (2) 男性の家事分担の決定要因

では、このような家庭内労働の男女分担の決定要因にはどのようなものがあるのでしょうか。1980年代前半から半ばにかけて欧米11カ国で実施された「階級構造と階級意識に関する比較プロジェクト（Comparative Project on Class Structure and Class Consciousness）」の一環として実施された全国調査データ（無作為抽出サンプル・データ）を用いて、男性の家事分担の決定要因に関する比較研究がなされている（Singelmann et al. 1996）。この研究には、フィンランドを除く北欧3国が含まれており、ここでは共稼ぎカップルの家事時間における男性家事分担割合の決定要因の多変量解析結果を要約し、比較・検討してみたい。

この比較分析の被説明変数は、食事の準備（料理）、食後の後片づけ、洗濯、掃除、そして食料品の買い物という5つの主要な家事労働についてカップル男女がそれぞれ費やした時間を測定し、そこから夫もしくは男性パートナーの分担割合（%）を算出することによって構築された。この分析の対象となっているカップル男女の平均年齢と回答者の性別からみた夫・男性パートナーの家事分担割合の平均値は以下のとおりである。

	スウェーデン		デンマーク		ノルウェー	
	男	女	男	女	男	女
平均年齢	41.0	38.6	42.0	38.9	42.0	38.3
夫の家事割合(%)	26.7	25.3	27.9	24.6	25.4	20.5

このように、分析対象となった男性の平均年齢は41～42歳、そして女性は38～39歳で平均約3歳の年齢差がある。また、夫・男性パートナーの家事分担については、男性自身による回答（self report）による値の方が女性からの回答（proxy report）の値よりも若干高くなっているとはいえ、およそ25%前後と3カ国全てでほぼ同水準になっている。

一方、この分析（重回帰分析）の説明変数およびコントロール変数は、自分および配偶者の収入、自分の教育、自分および配偶者の職業、自分の就業時間、自分の年齢、およびジェンダー役割に関する自分の意識である。分析の結果は以下のように要約される。

スウェーデンとノルウェーでは男性（夫）の収入が増えれば、男性の家事分担割合は有意に低下した。一方この2国ではまた、女性（妻）の収入が高いほど、男性の家事分担割合は高かった。さらにこの2国では、男性（夫）の教育水準が高いほど、男性の家事分担割合は高くなっていた。一方女性の教育水準も、3国全てで男性の家事分担とプラスの相関が見られたが、有意な影響がみられたのはデンマークとノルウェーの2国であった。また、3国全

てで、非管理職ホワイトカラーの男性と比べて、自営業の男性の家事分担割合は有意に低い傾向が見られたが、有意な差異が存在したのはスウェーデンとデンマークの2国であった。

次に、男女の就業時間と男性の家事分担割合との関係を見ると、3国全てで、男性の就業時間が長くなるにしたがって、男性の家事分担割合は有意に低下する一方で、女性の就業時間が長くなれば、男性の家事分担割合は有意に増加した。また、ジェンダー役割に関する意識の影響は男女間で対照的な結果がみられ、3国全てで男性のジェンダー役割意識がより伝統的（つまりよりnon-egalitarian）であるほど、家事分担割合は低いが、女性のジェンダー役割意識は男性の家事分担に全く影響力をもたなかった。

以上をまとめると、まず収入によって計られる夫婦の経済力は、夫の家事分担割合に影響を与え、夫の経済力は夫自身の家事分担割合を低下させた。一方妻の経済力は夫の家事分担割合を増加させることが分かる。つまり、北欧諸国では、家庭外における男女の経済的地位は家庭内の役割分担に影響を与えることが示唆される。前節でみたように男性に対する女性の相対的経済力は北欧4カ国全てで1960年代～1980年代にかけて目覚しく増加した。したがって、男性の家庭内役割分担の増加には女性の労働市場における経済的地位の上昇が関わっていたことが示唆される。

また、教育水準も男性の家事分担割合の増加をもたらしている。前節でみたように、北欧諸国では1960年代～1970年代に高学歴化が急速に進行し、スピードは緩やかになったとはいえ現在も高学歴化は続いている。したがって、このような高学歴化は家庭内のジェンダー関係をより平等なものにすることに影響力をもっていたと考えることができ、今後も家庭内ジェンダー関係はさらに平等なものになって行くのではないかと予想される。さらに、北欧ではまた、夫の就業時間は夫の家事分担割合を低下させ、一方妻の就業時間は夫の家事分担を増やしたが、これは時間が「限りある資源（finite resource）」である以上、time availabilityが男女の家庭内役割に大きく影響することを示唆している。

## 5. 北欧4カ国の家族政策の比較

家族（児童家庭）政策は、出生力とその要因とならんで本研究プロジェクトのもう一方の柱である。これについては、北欧4カ国における①児童手当をはじめとする各種手当、②出産・育児休業制度、③保育サービスという3つの柱を中心に家族政策全般について、その特徴を比較・要約する。さらに本年は、ノルウェーとフィンランドの家族政策についても、その変遷と内容を詳細に検討する。

### (1) はじめに：北欧福祉国家モデルと家族政策

北欧諸国は、福祉国家の伝統に基づいた手厚い家族政策をもつことで知られている。この「北欧福祉国家モデル（Nordic welfare state model）」の起源は20世紀前半にさかのぼることができるが、現在の福祉国家モデルが根付き始めたのは1950年代～1960年代のことであり、

その発展が本格的になったのは1970年代に入ってからのことである (Dahl 1984; Forssén 2000)。この背景には、第3節でみたような女性の家庭外就業の急増とそれともなうジェンダー役割の変化があった。

この「北欧モデル」の特徴は、資源や富の再分配の幅広さと、それを実施するための法的整備の手厚さであり、再分配と法的整備の対象は家族・家庭におかれている (Esping-Andersen and Korpi 1987; Forssén 2000)。例えば、Forssén (2000)によると、主要西側先進諸国における家族政策を特徴づけるために、1990年代後半の家族政策をめぐる法整備の度合いと、再分配の指標として児童のいる世帯で一番下25% (lowest quartile)の世帯の実質所得を米ドル換算したものをかけ合わせることで分類すると以下ようになる。

法整備の 度合い	所得分布の下25%の世帯の実質所得が米国の中位所得の：	
	45～60%	30～44%
進んでいる	フィンランド スウェーデン デンマーク ノルウェー ベルギー	フランス
比較的遅れ ている	ドイツ ルクセンブルク	イタリア オランダ アメリカ オーストラリア イギリス

このように、北欧4カ国は家族政策をめぐる手厚い法整備と幅広い富の再分配という点で先進国中最も進んでいることが確認される。したがって、北欧諸国における家族(児童家庭)政策は、その保障の手厚さ、制度化の度合いの高さ、そしてその対象の広さ(包括性)によって特徴付けられ、政策の実施は高い課税水準によって得られる政府予算の多くを公共サービスに費やすことで進められている (Esping-Andersen and Korpi 1987; Kosonen 1993)。一般的に、家族政策の実施には主に、お金 (money)、休業 (time-off)、サービス (services) 3つの方法があるが、これらは北欧諸国の家族(児童家庭)政策において、これらは (1)児童手当、(2)出産・育児休業制度、(3)保育サービスという家族政策の3つの柱を形成している。これら3つの家族政策の柱は年代順にこの順序で発展し、北欧ユニヴァーサルな児童手当制度は1940年代に開始され、次いで1970年代に包括的有給出産・育児休業制度が開始され、北欧地域全般で保育サービスが本格的に拡充をみたのは1980年代である (Forssén 2000)。以下本節では、これら3つの柱のそれぞれについてその内容を要約し、その特徴を比較・検討したい。

## (1) 児童手当

表17には、1999年時点における北欧4カ国の児童手当（child allowance）制度の特徴がまとめられている。この表に示されているように、北欧4カ国全てで児童手当はユニヴァーサルであり（つまり全児童が対象となっており）、課税対象とならず、親の所得には関係なく一定額が支給される。受給年齢の上限は国によって異なり、スウェーデンとノルウェーでは16歳まで（スウェーデンでは子どもが就学していれば20歳まで）、デンマークでは18歳まで、そしてフィンランドでは17歳まで支給される。

また、デンマークとノルウェーでは子どもの年齢によって支給額が変わり、年齢の低い子ども（デンマークでは3歳未満、ノルウェーでは1～3歳）のいる家庭については給付額が増額されるが、他の2国では子どもの年齢による差異はない。<sup>5</sup> さらに、デンマークを除く3国では、子どもの多い家庭に対し給付が増額される「多子加算」の制度の存在し、一方スウェーデンを除く3国には片親家庭への付加給付の制度がある。これら多子加算および片親家庭給付加算のルールは国によって異なる。

そこで、表18に最新データであるところの1999年12月時点における北欧4カ国の児童手当の年間支給額を世帯の特徴別に示す。この表からわかるように、スウェーデンでは児童手当の基礎額は児童1人当り年間10,200クローネ（月額850クローネ＝約78.3ユーロ）であり、児童が3人以上いる家庭に多子加算（約9%）が適用される以外は、両親そろっているか片親かに関係なく子ども数によって受給額が決定するという4カ国中最もシンプルな制度になっている。一方、デンマークの児童手当の平均基礎額は児童1人当り年間10,200クローネ（月額850クローネ＝約91.6ユーロ）であり多子加算はないが、片親家庭を対象とした付加給付があり、その付加率は子ども数の多い程低くなっている。ノルウェーの児童手当は基礎額が年間11,112クローネ（月額926クローネ＝約88.6ユーロ）であり、スウェーデン同様3人以上児童のいる家庭には多子加算（約9%）が付加給付される。さらに、ノルウェーでは片親家庭への付加給付もあり、子どもが1人の場合は片親家庭の受給額は両親が揃っている場合の2倍であるが、デンマーク同様子ども数が増えるにしたがって付加率は低くなる。最も複雑な児童手当制度をもつフィンランドでは、児童手当の平均基礎額は児童1人当り年間6,420マルカ（月額535マルカ＝約76.9ユーロ）であるが、子ども数が増えるにしたがって多子加算額も増え、子ども2人の場合は11.4%、3人の場合には22.4%の付加給付がある。また、片親家庭対象の付加給付もあり、さらにその付加給付には多子加算が適用されるが、子ども数の増加による片親家庭の多子加算率は両親のいる家庭の多子加算率に比べて低い。

このように北欧諸国の児童手当は幅広く手厚い保障がなされ、また子どもの多い家庭や片親の家庭など支援をより必要とする家庭に対して付加的な給付を行うことで、社会的弱者を保護し、親の経済状況によって子どもが経済的不利益を被らないような配慮がなされている。

<sup>5</sup> さらにノルウェーでは、国の最北に位置するフィンマルク郡(Finnmark County)および北部のトゥルムス郡(Troms County)の一部の市町村に居住する児童には児童手当の付加給付がある。

## (2) 出産・育児休暇制度

次に、出産・育児休暇制度は、国によって所得補償期間および補償率そして財源などによって差異があるが、他の先進諸国と比較して手厚いものであることは確かである。表19には、1999年12月時点の北欧4カ国における有給出産・育児休業制度の特徴を要約・比較したものが示されている。これら4カ国は全て、出産（もしくは養子縁組）に伴う親手当（cash benefit in connection with childbirth and adoption）の制度をもっており、その手当額は全て休業前の所得に基づいている。しかし、所得補償のある（有給の）休業期間、その期間中の所得補償割合、および保障額の上限と下限は国によって異なっている。

まず、有給休業期間は最も長いスウェーデンでは、最初の48週は所得補償割合が80%、残りは最低保障額の1日60クローネで最大約64週まで休業することができる。デンマークでは有給休業期間は最も短く30週であるが、補償割合は100%（ただし受給額の上限あり）となっている。ノルウェーではもし所得補償割合100%で休業すれば42週、80%の所得補償であれば52週であり、フィンランドでは70%の所得補償で休業期間は44週である。また、表19に示されているように、フィンランドを除く、他の3国では所得補償額の上限が決められており、またデンマークを除く3国では最低所得補償額も決められている。なお、デンマークで所得補償割合が100%でありながら、補償額の上限が他国に比べて低くまた下限がないのは、同国の有給出産・育児休業制度が他の3国とは異なり雇用保険によって運用されているためであり、従って就業していない者は出産・育児休業制度の対象とならない。<sup>6</sup>

さらに、フィンランドを除く3国では休業期間の一部を父親か母親のどちらか一方が取得することを義務付けている（もしその期間父親もしくは母親が休業しなければ、その分の手当と休暇は失われることになる）。出産・育児休暇はもともと母親を対象として始まっており、多くの母親は出産後数ヶ月間休業することを望むことから、母親に限定された休業期間の取得は殆ど問題にならない。一方、男女平等な出産・育児への参加という政策目標から長年問題とされてきたのは父親の育児休暇取得率の低さであり、それを是正するための手段として1990年代半ば以降各国で父親の取得を義務付ける動きが活発になった。<sup>7</sup> 現在、父親の取得が義務付けられている期間はスウェーデンとノルウェーで4週間、デンマークでは2週間である。

また、これは厳密には出産に伴う親手当の一部ではないが、出産直後（ノルウェーでは直前でもよい）に母親と同時に父親が休暇を取得することも可能である。期間は2週間（10 working days）から3週間であり、ノルウェーでは無給であるが、他の3国では出産に伴う

<sup>6</sup> 休業期間中の100%の所得補償は、雇用保険の失業給付最高額（1999年には週3,048クローネ、約329ユーロ）を上限として、政府により補償されている。それを超える分の補償については、個々の親とその雇用主との合意による。

<sup>7</sup> 父親の取得が義務付けられたのはスウェーデンでは1995年、ノルウェーでは1993年、そしてデンマークでは1999年のことである（Council of Europe 1999b; Rostgaard, Christoffersen and Weise 2000; Swedish Institute 1996）。

親手当の所得補償と同様もしくはそれに準じた所得補償がある。なお、これらの出産・育児休業にともなって給付される手当は全て課税対象となる。

付言すると、スウェーデンとノルウェーでは有給休業期間はすべてフルタイムでまとめて取得することもできるが、就業しながらパートタイムで取得することもできる。スウェーデンでは、6ヶ月をフルタイムで取得した後、残りは子供が18ヶ月以降8歳になるまでの間に父母どちらかがパートタイムの休業を取得することもできる。これは「時間預金制（タイムバンク）」と呼ばれている。一方、ノルウェーでは休業前の給与の100%所得補償で42週間フルタイム休業するかわりに、80%の所得補償で52週間に延長して取得することもできる。さらにこの「時間口座制（タイムコント）」の下では、パートタイム就業しながら部分休業することも可能である。これは、有給休業期間の42週間（または52週間）のうち母親もしくは父親の取得が義務付けられている期間を29週間（または39週間）について、その全部または一部の期間、就業時間を短縮しながら育児休業するという形で利用される。就業時間の短縮は、フルタイムの90%、80%、75%、60%、そして50%のいずれかの割合で行うことができる。また、タイムコントは、両親双方が同時に、あるいは順番に、あるいはどちらか一方だけでも取得することができる。

最後に、このような有給出産・育児休業制度はどのように利用されているのだろうか。表20には、1990～1999年の北欧4カ国における出産に伴う親手当の受給者数と受給のべ日数、およびそれらにおける男性の割合の推移が示されている。この表に示されているのは1990年代のみであるため長期的トレンドについては確言できないが、1993年に父親（男性）の育児休業取得を義務付けたノルウェーで受給者数とその男性割合（そして受給日数）が1990年から1995年にかけて劇的に増加したことを除けば、大きな変化はみられない。ただ、受給者における男性の割合は全ての国で増加傾向にあり、1990年代末時点で、スウェーデンとデンマークで約35～36%、ノルウェーとフィンランドでおよそ3割という水準に達している。しかしそれでも、受給者と受給日数における男性割合を比べると、全ての国で前者の方が後者よりもはるかに高い。最も低いスウェーデンでも、1999年の受給者男性割合は受給日数男性割合の約2.8倍であり、最も差の大きいフィンランドでは7.5倍にもなっている。これは様々な政策的努力や女性のフルタイム雇用の増加などにより男性の育児参加は増加傾向にあるものの、男性は育児休業してもその期間は女性よりもはるかに短いことを示している。

### (3) 保育サービス

最後に、北欧4カ国における公的保育サービスについてまとめる。保育サービスは出産・育児休業制度以上に、その内容には国によって、そして同一国内でも保育サービスの実施主体である市町村間で大きな差異があるが、公的保育サービスは、(1)親（とくに母親）の仕事と家庭の両立を援け、(2)子供の健全な育成をはかるという目的をもつことは共通している。ここではまず、各国の保育サービスの骨子を概観し、次にその利用パターンを比較・検討したい。



スウェーデンの公的保育サービスにおいて中心的役割を担っているのは、就学前児童を対象とした保育所 (day-care center, スウェーデン語で daghem) と学齢児を対象とした「余暇センター (leisure-time center)」とよばれる学童保育所である。また、就学前児童を対象とした保育サービスには「時間制グループ (part-time group)」と呼ばれる従来の幼稚園、および家庭保育所 (保育ママ、family daycare) がある。また家庭保育所は就学前児童のみならず13歳未満の学童の保育も行う。さらに、育児休業中の母親と子ども、そして保育ママと保育児童などを対象として週2・3回数時間開かれる開放型就学前学校 (open preschool) もある。保育所の保育時間は通常6:30から18:00であるが、延長保育や深夜保育などもコミュニケーションの状況に合わせて実施されている。また、1995年の社会サービス法の改正により、コミュニケーションは親が働いているなどの理由で保育サービスを必要とするすべての1～12歳児に保育サービスを提供することが義務付けられており、1996年時点でコミュニケーションの約9割が保育を必要とする就学前児童に長期的待機をさせることなく保育所入所を保障している (Swedish Institute 1996)。なお、開放型就学前学校を除いて保育サービスは有料であるが、2000年の全国平均で親の負担割合は、全保育コストのうち約19%と推計されており、残りのコストは市町村の税収および中央政府からの補助金によってまかなわれている (Swedish Institute 2001)。

デンマークの公的保育サービスは、スウェーデン同様、国の基準の下で市町村が運営しており、原則として待機児童がでないよう「十分な量」の保育サービスを供給することとされている。しかし、スウェーデンと異なり、「十分な量」を具体的に決定する権利はコミュニケーションがもっている。主な保育サービスの種類は子供の年齢により、6ヶ月から2歳までの児童を保育する低年齢児童保育所 (creches)、3～5歳の児童を対象とする保育所 (nursery schools)、2・3歳～6・7歳の児童を対象とする幼稚園 (kindergarten)、6～9歳の学童を対象とする「放課後センター (after-school centers)」と呼ばれる学童保育所があり、また6ヶ月から5・6歳 (10歳のこともある) までの異なる年齢の子供を同じ施設で保育することを目的とする年齢統合型施設 (age-integrated institutions) もある。さらに、6ヶ月から2歳の子供には、家庭保育所 (保育ママ、family daycare) のサービスも必要に応じて受けることができる。保育時間は一般的に7:00から18:00であり、延長保育や深夜保育はあまりみられない。その代わりに、フレックスタイムの活用やパートタイム就業などによって、親が就業時間を工夫するのが一般的である。また、保育サービスコストの負担については、親の収入によって保育料が変わり、また低所得層の親は保育料が無料になるため、平均値を出すことは難しいが、中央政府によって親の保育料負担割合の上限が決められており、1993年以来30%とされている。しかし、もし兄弟が同じ保育所に在籍していれば、「兄弟割引 (sibling discount)」が適用されて、上限は児童1人あたり保育料の20%となる (Rostgaard and Fridberg 1998)。

ノルウェーの公的保育サービスは就学前児童を対象としたものが主で、保育所と家庭保育所を中心に行われている。<sup>8</sup> 他の北欧諸国と違って (特に保育所の設置・運営基準が全国的

<sup>8</sup> ノルウェーでは、他の北欧諸国とは異なり、就学年齢 (小学校に入学する年齢) が6歳となっており、従って就学前児童とは6歳未満の子どものことを指す。

に細かく決められているスウェーデンとは対照的に)、ノルウェーの保育所は保育所によって保育時間、保育内容、および保育施設・スタッフの状況などが大きく異なっている(Alvestad and Samuelsson 1999; Ministry of Children and Family Affairs 2000)。ノルウェーの保育サービスのもう1つの特徴は、保育所に占める私立保育所の割合が、他の北欧諸国に比べ飛びぬけて高いことである。1990年代後半のデンマークでは保育所はほとんど全て公立であり、フィンランドでは私立保育所の割合は約3%、そして一番高いスウェーデンでも私立保育所は全体の約10%であるのに対し、ノルウェーではほぼ40%が私立保育所である(Alvestad and Samuelsson 1999; OECD 2001b; Rostgaard and Fridberg 1998)。しかし私立といっても、北欧の私立保育所は全て市町村政府の認可を必要とし、市町村の定める基準と管轄の下で運営されており、その保育内容と保育スタッフの質に私立と公立の間で大きな差はない(Alvestad and Samuelsson 1999)。ノルウェーでは就学前児童を対象とした家庭保育所もあり、都市部を中心に保育所に入所できなかったり、入所してもフルタイム保育が受けられない子どもとその親などを対象にした開放型保育所(open daycare center)も開かれている。6歳以上の学童については、6~10歳の児童を対象に授業開始前と放課後に学童保育所での保育サービスが実施されている。<sup>9</sup>

1995年の「保育施設法(Day Care Institutions Act)」の施行に象徴されるように1990年代に入ってノルウェー政府は保育所の拡充に特別に力を注いできたが、それでもなおノルウェーは保育サービスの面で北欧4カ国の中最も遅れていると考えられる。スウェーデンは1985年の法改正により1991年までに全ての就学前児童に保育施設への入所を保障し、フィンランドは1985年に3歳未満の子どもに保育(daycare)を受ける権利を保障し、1995年にはその権利を全ての(7歳未満の)児童に拡大した。デンマークも1995年に6歳未満の全児童に公的保育への権利を与えたのに対し、ノルウェーでは障害児をのぞき保育サービスを受ける権利は保障されていない(Forssén 2000)。<sup>10</sup> この保育サービスの供給不足を補うべく、1998年8月付けで、保育所に入所できない1~2歳の子どもがいる家庭を対象にした幼児家庭援助手当(cash support for families with small children)を支給し、それによって子どもが3歳になるまで親が家庭で育児を行うことを金銭的に支援する政策を始めている。この手当額は2000年現在月3,000クローネである(Council of Europe 1999b)。

フィンランドの保育サービスは北欧諸国中最も多様であり、公立保育所の他、家庭保育所、

---

<sup>9</sup> 1997年における学童保育所への入所希望者は10万5千人であったが、その3分の2に当たる約7万人が入所している(Kalish, Aman and Buchele 1999)。

<sup>10</sup> しかし、ノルウェー政府は2000年を目途に、就学前児童の親が子どもを保育所に入所させたいと希望する場合、その希望を完全に満たすようにすることを政策目標としている(Council of Europe 1999b)。しかし現実はなかなか厳しいようで、1996年には、1~5歳の就学前児童の70~75%が保育所への入所を希望していたが、実際に入所できたのは55%であった(Kalish, Aman and Buchele 1998)。

私立保育所、開放型保育所、遊戯集団活動、学童保育所など多岐にわたる。1973年の「児童保育法 (Act on Children's Day Care)」施行以来、フィンランド政府は度重なる改正を経て保育サービスを拡充してきた。先述したように、政府は1985年に3歳未満の子どもに保育所または家庭保育所で公的保育サービスを受ける権利を保障し、1995年にはその権利を7歳未満の全就学前児童に拡大した (Forssén 2000)。したがって、フィンランドの保育サービスの中心は公立保育所であり、児童の年齢と保育時間 (フルタイム保育かパートタイム保育か) によってクラス規模や保育スタッフ数も異なる。一方、家庭保育所もまた他の北欧諸国同様に市町村の認可と管轄の下に運営されている。近年在籍児童数は減少傾向にあるとはいえ、公的保育サービスの供給に重要な役割を担っている (OECD 2001b)。なおフィンランドの家庭保育所には保育ママが1人で自分の家庭で保育を行う通常の形に加えて、複数の保育ママが集団で行う集団家庭保育所 (group family daycare center) もある。

私立保育所は市町村によって直接運営されていない保育所であり、1999年時点で就学前児童の約3%が在籍している。他の北欧諸国同様、フィンランドの私立保育所は全て市町村の認可を必要とし、市町村政府との緊密な連絡の下に運営されている。保育料は親の収入によって異なるが、その上限 (1999年時点で月額1,100マルカ) が法律で決められている。私立保育所が保育所全体に占める割合は少しであるが、公立保育所に入所できず私立保育所に子どもを入所させる場合 (もしくは自分でベビーシッターを雇う場合)、申請すれば私的保育手当 (private childcare allowance) が毎月一定額が支給されることになったため、私立保育所在籍児童数は若干増加してきている (OECD 2001b)。さらにフィンランドでは、就学前児童とその親および保育ママやベビーシッターを対象に開放型保育所 (open daycare center) や遊戯集団活動 (playgroup activities) も行われている。これらの目的は児童とその親および家庭で保育に携わっている人々に社会ネットワークを作る機会を与えることである。

1973年の児童保育法はまた、10歳未満の学童を対象にした保育サービスの供給についても市町村にその供給を奨励している。しかし1990年代の深刻な経済不況のため、また就学前児童への保育サービス供給義務が法的に課せられたこともあり、近年公的学童保育サービス (after-school care) は減少傾向にある。その分を埋め合わせているのが教会やNGOによる放課後活動 (after-school activities for school-aged children) である。

では最後に、北欧4カ国に共通する主たる公的保育サービスであるところの保育所と家庭保育所の利用度を見てみたい。表21には、1990～1999年の北欧4カ国における在籍児童数と児童人口全体における保育所・家庭保育所在籍割合の推移が児童の年齢別に示されている。ここから、在籍率には児童の年齢によって差があり、また在籍率 (入所率) は国間で差があるが、スウェーデン、デンマークおよびノルウェーではともに在籍率によって示される公的保育サービス (保育所・家庭保育所) のcoverageは1990年代を通じて増加していることがわかる。特に、デンマークの在籍率は高く、1999年時点で7歳未満の就学前児童の約8割が、そして7～10歳の学童のうち64%が保育所・家庭保育所もしくは学童保育所に在籍している。

スウェーデンはデンマークより在籍率が低いですが、これは就学前児童に限って言えばスウェ

ーデンでは（在籍児童数は減少しているとはいえ）幼稚園が就学前保育の一環として存在すること、さらに先述したようにスウェーデンの有給育児・休業制度（「親保険」）には、休業手当を子どもが8歳になるまでに消化することのできる「時間預金制（タイムバンク）」があることにも因るのではないかと推測される。ノルウェーの保育所・家庭保育所在籍率はスウェーデンやデンマークに比べて低く、特に3歳未満の児童のそれは目立って低い。これは、次節で詳しく説明するが、ノルウェーでは施設保育サービスの供給不足に対処するため、幼児家庭援助手当を支給することによって政府の財政的支援の下で子どもが3歳になるまで親が家庭で育児を行うことができるようになってきていることと関連している。

一方、フィンランドでは、1990年から1995年にかけて保育所・家庭保育所に在籍する就学前児童数および在籍率ともに低下しており、特に3歳未満児童の在籍率の落ち込みは大きい。これは1990年代初めに旧ソ連の崩壊によりフィンランド経済が大きな打撃を受け深刻な経済不況に陥ったため、失業率が急増したことと関係している。この不況のため保育サービスの予算が大幅にカットされ、保育所は在籍児童数を削減する必要に迫られた（OECD 2001b）。また失業率は若い年齢層で特に高かったことから、3歳未満の小さな子どもの親の中には失業者が相当数おり、それら失業した親たちは家庭で育児を行うことを余儀なくされたためではないかと考えられる。しかし、1990年代後半には就学前児童については在籍者数・在籍率ともに回復・増加している。一方11歳未満の学童については、学童保育所在籍者数、在籍率ともに1990年代を通じて減少している。これは先述したように、1990年代初めの大不況の影響からまだ完全に立ち直っていない中で、1995年以降全ての就学前児童に保育サービスを受ける権利を保障する法的整備がなされたため、学童にまで手が回らず、公的学童保育サービスが手薄になっているためであろう。

## 7. ノルウェーの家族（児童家庭）政策

### (1) 家族(児童家庭)政策の変遷

ノルウェーの児童手当制度は1946年の「児童手当法（Child Benefit Act）」の施行により創設され、翌1947年に開始された（Gauthier 1996; European Union 2001）。この制度の下では、親の所得に関係なくノルウェーに居住する16歳未満の児童全員がその対象とされた。手当は非課税であり、通常は児童の母親（母親が死亡した場合や、離婚・同棲解消などにより父親が単独で親権者の場合は父親）に児童手当が給付される。児童手当の基礎額は物価の上昇等を考慮に入れながら引き上げられてきたが、その後1980年代に児童数の多い家庭に付加的に児童手当を給付する多子加算制度が導入された。また、1997年の「国家保険法（National Insurance Act）」により、ノルウェーの北部地域に居住する家庭を対象とした北部地域特別補助給付（special supplements to northern counties）が創設された（Ministry of Children and Family Affairs 2000）。さらに、1998年に施行された「幼児家庭手当法（Act on Cash Benefit for Parents with Small Children）」により、1～3歳の児童をもつ全ての家庭に対して一定額（1998

年には児童1人当り年間7,884クローネ)の児童手当を付加給付する幼児家庭付加給付が開始された。また、18歳未満の児童を扶養する片親家庭に対しては特別に付加手当 (additional child benefit for single parents) が給付される。

ノルウェーで最初に出産・育児休業の法制化の動きが出たのは1915年のことであったが、当時の休業制度は無給(金銭的補償のないもの)で、就業する女性の一部のみが対象であった (Forssén 2000)。1936年の「労働者保護法」により、就業する母親に産前6週間、産後6週間の休業権が認められ、休業後の職場復帰の権利が明記された(日本労働研究機構 1998)。このような歴史的流れを背景に、全ての女性を対象としたユニヴァーサルな有給出産・育児休業制度がノルウェーで始まったのは1956年のことであり、当時の休業期間は12週であった (Rønson 1998)。当時この制度の下で給付された出産に伴う親手当は非課税であったが、所得補償割合は休業1日当り4クローネの定額プラス休業前所得の0.1%であった。その後、この制度の改革は相当期間行われず、最初の拡充は1977年に休業期間が18週に延長され、母親(女性)のみが休業できる最初の6週を除く残りの休業期間に母親に代わり父親(男性)の取得が可能になった。翌1978年には、所得補償割合が大きく上げられて(母親が就業していた場合)休業前所得のほぼ100%をカバーするようになったが、同時に親手当は課税対象となり、また年金資格に組み入れられることになった。

次の大きな出産・育児休業制度拡充は1987年に実施され、有給休業期間が20週に延長された。その後、制度はほぼ毎年といってよいほどめまぐるしい拡充をとげた。まず、翌1988年には更に2週が追加され休業期間は22週になり、そして翌1989年には再度2週間の延長で24週となった。さらに、1990年には4週が追加され有給休業期間は28週になり、翌1991年には100%の所得補償で休業する場合には32週、80%の補償で休業する場合には35週へと有給休業期間が拡大された。さらに、1992年には100%の補償の休業期間は35週に、そして80%の補償の休業期間は40週へと延長された。

さらに、1993年には抜本的な大改正が行われ、現在のノルウェーの有給出産・育児休業制度の形が整った。まず有給休業期間が100%の所得補償の場合は42週に、そして80%の補償の場合には52週への延長された。同年にはまた、父親に4週間の育児休業の取得を義務付ける「パパ・クォータ (paternal quota)」と呼ばれる制度が法制化された。さらに、パートタイムで就業しながら有給育児休業を利用できる「時間口座制 (タイムコント)」も開始された。

ノルウェーでは、有給育児休業期間終了後に無給の休業をすることができる。この制度は有給休業期間が18週であった1977年に、休業終了後の職場復帰を保障する形で子どもが1歳になるまで(つまり18週の有給休業期間終了後30週)無給休業する権利を親に与えたことで開始された (Rønson 1998)。1995年には、無給休業期間は母親と父親がそれぞれ最大1年まで取得できるようになり、有給休業期間と合わせて子どもが3歳になるまで休業することが可能になった。

ノルウェーの公的保育サービスは1970年代前半に急速に整備・拡充された (Rønson 1998)。しかし、前節で述べたようにノルウェーの公的保育サービスは他の北欧3国に常に遅れをと

っており、ノルウェーの就学前児童で公立保育所に在籍していた者の割合は1973年時点でわずか5%であった(Statistics Norway 1995)。公立保育所在籍割合は1980年には21%に増加し、1990年には33%となった(Nordic Social-Statistical Committee 2001)。しかし1990年時点でもなおノルウェーの学齢前児童保育所在籍割合は北欧4カ国中最低であった。

保育料は有料であるが、親が負担する保育料は実際の保育コストのごく一部である。保育料はサービスの供給主体である市町村によって大きく異なるが、一般的に親の収入により保育料も上昇し、兄弟姉妹が同じ保育所に在籍していれば「兄弟割引(sibling discount)」が適用されて保育料は安くなる。ノルウェーの親が負担する保育料は他の北欧諸国(例えばフィンランドなど)と比べて一般的に高いとされているが、ノルウェーでは支払った保育料を税控除することができる(ちなみにフィンランドでは保育料は税控除の対象とされていない)。ノルウェーでも他の北欧諸国同様に(おそらく他の北欧諸国よりも)公的保育所は供給不足であり、満たされない需要の一部は私立保育所やベビーシッターおよび子どもが3歳になるまで親が家庭で育児をすることを、補助金を支給することで満たそうとする試みが1990年代後半に活発になされている。

## (2) 現在の家族政策の内容

表22には、2000年におけるノルウェーの家族(児童家庭)政策の内容の一覧が示されている。ここでは、その構成要素の3つの主要な柱であるところの各種手当、出産・育児休業制度、保育サービスについてそれぞれ詳しく説明したい。

### a) 各種手当

繰り返し述べているように各種手当の中で中心的な役割を果たしているのは児童手当である。前節で説明したように、現在のノルウェーの児童手当制度は、①基本手当、②幼児家庭付加給付、③北部地域特別補助給付、④片親家庭付加手当の4つからなる(Ministry of Children and Family Affairs 2000)。このうち①の基本手当は18歳未満の児童のいる家庭が、親の所得に関係なく全員受給できるもので、2000年現在の支給額は最初の子と二番目の子は児童1人当たり月829クローネであり、3番目以上の子は児童1人当たり月912クローネと約10%の多子加算が加えられる。②の幼児家庭付加給付は子どもの年齢が1～3歳の家庭(親)全員が、親の所得と関係なく受給できる児童手当の付加給付であり、2000年の給付額は月657クローネである。③の北部地域特別補助給付はノルウェーの最北に位置するFinnmark郡およびNorth Troms郡の7つの自治体に居住する児童家庭を対象にした給付で、2000年時点の給付額は児童1人につき月316クローネである。④の片親家庭付加手当は18歳未満の児童を親1人で(つまり片親で)扶養する家庭に支給される手当で、子ども数が1人の場合は両親が揃った家庭の2倍の児童手当(つまり通常の基本手当にプラスして基本手当と同額の片親付加手当)が支給される。この付加手当の2000年の支給額は子どもが1人の場合は月829クローネであり、子ども数が2人以上の場合、付加割合は徐々に低くなる。なお、親が法的に結婚する

か、過去18ヶ月のうち12ヶ月以上事実婚関係にあるか、もしくは同棲相手との間に子どもを産むとこの片親家庭付加手当は受給できなくなる。

児童手当の他、ノルウェーの各種手当には養育手当立替金 (child support advance)、そして住宅給付がある。まず前者の養育手当立替金は、他の北欧諸国と共通する制度で、両親が離婚および同棲解消した場合、子どもと同居しない親は養育費を支払う義務があるが、もしそれが支払われなかったり、支払われても額が不足した場合に、国が不足分を手当として支給し、教育費を負担すべき親に求償するものである。この手当は子どもが18歳になるまで支給され、また養育費を支払うべき父親が特定できない場合にも支給される。2000年における養育手当立替金の支給額の上限は年間13,440クローネである (Ministry of Children and Family Affairs 2000)。

ノルウェーの住宅給付 (housing support) は、他の北欧諸国とは対照的に子どものいない家庭で、カップルのすくなくとも一方が何らかの他の手当・給付を受けている家庭のみを対象に支給される。住宅給付の受給には所得要件が付けられており、原則としてある一定水準以上の所得のある家庭は受給できないが、居住地域によって所得に比較して家賃が高い場合にも、状況によっては受給することができる (Nordic Social-Statistical Committee 2001)。

#### b) 出産・育児休業制度

ノルウェーの出産・育児休業制度は、①出産・育児休暇 (parental leave)、②出産後父親休暇 (paternal leave)、③児童看護・保育休暇 (leave for the care of young children) の3つからなる。このなかで中心的なものは①の出産休暇であり、前節で説明したように、2000年現在の有給出産・育児休業期間は、所得補償100%の場合には42週、80%の所得補償の場合には52週である。なお、この所得補償受給の要件は休業に先立つ10ヶ月間の中で少なくとも6ヶ月間雇用されていることと、その期間の収入が年収にして24,545クローネ以上あることである (Ministry of Children and Family Affairs 2000)。この休業制度には、「パパ・クオータ (paternal quota)」と呼ばれる父親による取得が義務付けられた期間が4週間ある。なお、このパパ・クオータの取得は出産後少なくとも6週間経つまで取得はできない。さらに、ノルウェーの育児休業制度には、パートタイムで就業しながら有給育児休業期間を延長することができる「時間口座制 (タイムコント)」制度も含まれており、就業時間をフルタイムの50%、60%、75%、80%、もしくは90%に減らすことによって、有給育児休業期間を最低12週から最高104週 (2年間) まで延長することが可能である。タイムコントは父親母親のどちらか (もしくは両方) が取得することができるが、出産前の3週間および出産直後の6週間にはタイムコントは適用できない。なお、所得補償による有給出産・育児休業の要件を満たすことのできない母親 (女性) には、非課税の出産一時金が支給され、その額は2000年時点で32,138クローネである。さらにノルウェーでは、有給休業期間が終了した後に、無給で休業することができる。2000年時点での無給休業期間は母親父親それぞれが1年であり、有給休業期間の42週 (もしくは52週) と合わせて、最大3年間 (つまり子どもが3歳になるまで) の育児休業

が可能である。

通常は父親か母親のどちらか一方しか取得できない出産・育児休暇であるが、出産後の2週間に限って父親も母親と同時に受給できる。これが②の出産後父親休暇である。ノルウェーでは、他の北欧諸国と異なり、この父親休暇は無給（所得補償なし）である。また、ノルウェーでは12歳以下の子どもが病気になったり、通常子どもの世話をしている人（保育ママやベビーシッター）が病気になったりして子どもの世話ができない場合に、親が仕事を休んで子どもの看護・保育をする必要がある場合に、看護手当付の児童看護・保育休暇（leave for the care of children）を取得することができる。2000年現在、この休暇期間は親1人につき年間10日までであり、12歳未満の子が2人以上いる親は15日まで休業することができ、片親の場合は親1人年間20日まで休業できる。2000年の看護手当額は年収にして294,540クローネを上限として（看護手当はこれを日割りにして休業日数分）給付されている。また、18歳未満の子どもが障害をもっていたり、長期の入院を必要とする重病にかかったりした場合には親1人当たり年間20日までの看護休業が認められている。片親の場合は、看護休業日数は年間40日までとなる。

#### c) 保育サービス

表23には、ノルウェーの保育サービスの種類と内容がまとめられている。同国の保育サービスの中心は公立保育所であり、保育時間は終日保育で通常7:00～18:00ころまでであるが、地域の状況と親の都合・希望に応じて1日数時間、半日、そして時には延長・深夜保育も行っている。他の北欧諸国と異なり、なかでも保育所の設置・運営基準が全国的に細かく決められているスウェーデンとは対照的に、ノルウェーの保育所は保育所によって保育時間、保育内容、および保育施設・スタッフの状況などは状況に応じて大きく異なっている（Alvestad and Samuelsson 1999; Ministry of Children and Family Affairs 2000）。ノルウェーの保育サービス一翼は私立保育所によって担われている。1990年代後半には保育所のうち40%弱が私立保育所であった（Alvestad and Samuelsson 1999; OECD 2001b; Rostgaard and Fridberg 1998）。しかし私立保育所は全て市町村政府の認可を受けており、市町村の定める基準と管轄の下で運営され、その保育内容と保育スタッフの質に私立と公立の間で大きな差はない（Alvestad and Samuelsson 1999）。ノルウェーでは就学前児童を対象とした家庭保育所もあり、保育所同様、保育ママは保育士などの資格をもち経験を積んだものが多い（Ministry of Children and Family Affairs 2000）。ノルウェーではまた、都市部を中心に保育所に入所できなかったり、入所してもフルタイム保育が受けられない子どもとその親（もしくはその子を世話する親類やベビーシッターなど）を対象にした開放型保育所（open daycare center）も開かれている。開放型保育所は週1.2回数時間開かれ、教育的助言や保育のアドバイスを行っている。6歳以上の学童については、6～10歳の児童を対象に授業開始前と放課後に学童保育所での保育サービスが実施されている。

1995年の「保育施設法（Day Care Institutions Act）」の施行に象徴されるように1990年代に入



ってノルウェー政府は保育所の拡充に力を入れてきたが、それでもなお公的保育サービスをはじめとする全ての施設保育サービスの供給は不足している (Rønsen 1998)。この施設保育の供給不足を補うべく、政府は1998年8月付けで、保育所に入所できない1～2歳の子どものいる家庭を対象にした幼児家庭援助手当 (cash support for families with small children) を支給し、それによって子どもが3歳になるまで親が家庭で育児を行うことを金銭的に支援する政策を始めている。この手当額は現在月3,000クローネであり、これは公立保育所におけるフルタイム保育に政府が支出している児童1人当たりの補助金額に相当する (Council of Europe 1999b)。

## 8. フィンランドの家族 (児童家庭) 政策

### (1) 家族(児童家庭)政策の変遷

フィンランドの児童手当制度は1948年に創設された (Gauthier 1994)。この制度の下では、17歳未満の児童をもつ家庭全てに親の収入と関係なく非課税の手当が支給される。児童手当額は物価の上昇などを考慮してその後拡充を続け、多子加算制度も加えられた。また、片親家庭への付加手当も制度創設当時から存在するが、デンマークやノルウェーと違って、フィンランドの児童手当には子どもの年齢によって支給額に差はない。フィンランド政府は制度開始時から、児童手当を子どものいる家庭とそうでない家庭の財政的格差を解消し、また親の経済力不足によって子どもの福祉やwell-beingが損なわれることを防ぐ手段として重要視し、1990年代初頭まで支給手当を増やすよう努力してきた (Council of Europe 1999c)。しかし、1990年代初めのソ連崩壊による経済不況により、後退を余儀なくされ、児童手当額も若干ではあるが減らされることとなった。

フィンランドの出産・育児休業制度は就業する女性のための無給休業制度が1917年に開始され、1937年には一部の女性を対象に短期間の有給休業制度が開始された (Gauthier 1994)。しかしフィンランドで全ての女性を対象とした有給出産・育児休業制度が始まったのは1964年のことであり、当時の休業期間は9週間であった。その際の出産に伴う親手当は非課税であったが、所得保障割合は比較的低く、休業前所得の約40%であった (Rønsen 1998)。1970年代を通じてフィンランドの出産・育児休業制度は拡充を続け、1971年には休業期間は12週に、次いで1974年には大幅にアップして29週に、1978年には32週に、そして1979年には35週になった。さらに1981年には43週とほぼ10ヶ月に達した。1987年以降、フィンランドの有給出産・育児休業期間は263日、つまり約44週である。<sup>11</sup> 父親が休業期間の一部を母親に代わって取ることでできる制度は1978年以来実施されており、当初この期間は2週間に限定されていたが、その後休業期間が拡大するに従って父親が取得可能な期間も延長され、1985年には出産後100日間 (1987年以降は105日間) を除いて、休業期間全般にわたって父親によ

<sup>11</sup> 1991～1992年の2年間は一時的に46週であったが、その後44週に戻されている (Rønsen 1998)。

る休業が可能になった（Rønson 1998）。さらに1986年には「男女平等法（Act on Equality between Men and Women）」が議会を通過し、出産・育児休養と家族および国家との関係を男女平等政策の観点から接近することに法的根拠が与えられた（OECD 2001）。

また1982年には、所得保障割合が大幅に拡大され、取得が母親に限られている出産後最初の105日の所得補償割合が80%と倍増し、残りの期間の補償割合は70%となった。しかし同時に、この出産に伴う親手当は課税対象となり、公的年金算出基準に組み入れられることになった。また、1983年以降受給額に上限が設けられ、それを超える部分に対する所得補償割合は以前よりも相当に低いものとなった。経済大不況の起こった1991年にはこの補償割合の削減はさらに大きくなり、受給額の上限をこえる部分についての1994年以降所得補償は最大66%となっている（Social Insurance Institution 1994）。

他の北欧諸国と同様、フィンランドでも所得補償額は休業前の所得を基準に決定される。具体的には、税務署記録されている休業前最後の勤労所得額を基に手当額が算出される。もし母親の勤労所得記録が存在しない場合には、一定の最低保障額が一定期間支給される。1989年時点での最低保障額は1日当り52マルカ、支給期間の合計額にして約13700マルカであった（Rønson 1998）。

ノルウェーと同様に、フィンランドでも有給育児休業期間終了後の無給休業制度が1985年に開始された。開始当時のフィンランドの無給育児休業制度にはユニークな特徴があり、有給休業終了後、親は子どもを公立保育所にパートタイムで預けるか、親が家庭に留まって自分で子どもの世話をすることで補助手当を支給されるかを選ぶことができた（Ilmakunnas 1997）。その後1985年～1990年の間にこの制度は徐々に拡充され、1990年以降すべての親に子どもが3歳になるまで保育休暇（childcare leave）の権利が与えられ、家庭保育手当（child home-care allowance）の受給が可能になった。家庭保育手当は課税対象であるが、低収入の家庭には保育手当補助給付が支給され、また市町村によってはさらに付加的に補助給付を支給していることもある（支給額は市町村によって異なる）。家庭保育手当の基礎額は1989年時点で月1,210マルカであり、収入による補助給付の上限は月968マルカであった（Rønson 1998）。

フィンランドの公的保育サービスは1970年代に急速に整備・拡充された。1973年における就学前児童の公立保育所在籍率は約10%であり、1980年にはこの割合は28%に上昇し、1990年には45%に達した。しかし、1990年の家庭保育手当導入後、保育所在籍率は若干低下し、44%となった。第6節でみたように、その後1990年代前半には公立保育所在籍率はさらに低下し、1995年には39%となった（表21参照）。1990年代後半には公立保育所在籍率は回復傾向にある。フィンランドでも他の北欧諸国同様、親の負担する保育料は市町村によって大きく異なる。しかし一般的に保育料は親の収入に連動して決められ、1999年における親の保育料負担割合は全保育コストの約15%である。兄弟が同じ保育所に在籍していれば保育料は割り引かれ、また片親の場合も保育料の割引がある。

## (2) 現在の家族政策の内容

表24には、現在のフィンランドにおける家族政策の構成要素の一覧が示されている。政策の3本柱である各種手当、出産・育児休業制度、そして保育サービスについて、それぞれその内容と特色について検討したい。

### a) 各種手当

各種手当の根幹を成す児童手当は、前述したようにフィンランドに居住する17歳未満の児童がいる家庭全てに支給される。2000年における児童手当の基礎額（universal child allowance）は児童1人当たり535マルカであるが、多子加算があり、第1子には月535マルカ、第2子には約23%の多子加算が加えられ657マルカ、第3子には約46%の加算がされ779マルカ、第4子には約68%の加算で901マルカ、そして第5子以上には91%の加算が加わり901マルカが支給される（Bertelsmann Stiftung 2002）。また、片親の家庭には片親援助手当（allowance supplement for children of a single parent）が付加的児童手当の一環として支給されるが、その額は児童手当の基礎額に子ども1人当たり月200マルカである。さらに、16歳未満の重度障害児や重篤な病気にかかっている子どもをもつ家庭には障害児養育手当（allowance for severely handicapped and chronically ill children）が支給される。

前述したように、フィンランドでは子どもが公立保育所に入所できない場合、親が申請すれば、子どもを私立保育所に入れたり個人でベビーシッターを雇ったりするための補助金として、私的保育手当（private childcare allowance）が市町村により支給される。手当の基礎額は子ども1人当たり月700マルカであり、子ども数と親の収入によって補助給付が可能である。この補助給付は最大月800マルカである。さらに市町村補助給付をこの私的保育手当に付加する市町村もある。この私的保育手当は課税対象であり、私立保育所やベビーシッターに対し市町村が直接支給する。

フィンランドでも、他の北欧諸国と同じように、親が離婚もしくは同棲解消した場合に子どもと同居しない親が負担する義務のある養育費が不払いであったり、額が不足した場合に政府が、それを立て替え、養育費を負担するべき親に求償する制度である養育費立替手当（allowance on maintenance advance for children）の制度がある。2000年における養育費立替手当の上限は年間7,868マルカである（OECD 2001）。フィンランドには住宅給付（housing allowance）もあり、支給額は所得によるが、児童のいる家庭には支給額が多くなる。ノルウェーと同様に、フィンランドでも家賃の高い地域に居住する家庭には支給額が付加される（Nordic Social-Statistical Committee 2001）。

### b) 出産・育児休業制度

現在のフィンランドの出産・育児休業制度の構成は多彩かつ複雑であり、①出産・育児休暇、②出産後父親休暇、③保育休暇、④部分的保育休暇、⑤児童看護休暇の5つの主要構成要素がある。この中で中心的なものは①の出産・育児休暇（maternal and parental leave）であり、

2000年における有給休業期間は所得補償率70%で44週間であり、最初の18週間は母親の取得が義務付けられている（Nordic Social-Statistical Committee 2001）。残り26週は母親父親のどちらかが取得できる。所得補償額の上限は設けられていないが、下限は最低保障額である週360マルカである。先述したように、所得補償額は休業前の所得を基準に決定され、フィンランドでは休業前最後に（つまり休業の前年に）税務署が把握している勤労所得額をベースに出産に伴う親手当額が算出される。しかし休業に入る直前の勤労所得が税務署によって記録されている前年の勤労所得より20%以上高い場合には、親手当受給額は休業直前の6ヶ月間の勤労所得をベースに計算されることもある。もし母親の前年の勤労所得について税務署の記録がない場合は、一定額の最低保障額が一定期間支給される。2000年におけるの最低保障額は週360マルカである（Nordic Social-Statistical Committee 2001）。出産に伴う親手当は全て課税対象となっている。なお、フィンランドにはスウェーデンやノルウェーのような時間預金・口座制はなく、また父親に取得を義務付けるパパ・クオータもない。また、②の出産後父親休暇は、通常は父親か母親のどちらか一方しか取得できない出産・育児休暇も出産後の3週間に限り父親も同時受給できるというものである。この父親休暇は有給であり、受給額は勤労所得によって異なるが、所得補償率は平均66%である（OECD 2001）。

フィンランドではまた、約11ヶ月の有給育児休業期間終了後、子どもが3歳になるまで③保育休暇（childcare leave）を取得することができる。この保育休暇期間中は家庭保育手当（child home-care allowance）を受給ができるが、支給額は月1,500マルカの定額であり、もし他に3歳未満の子がいれば子ども1人当たり月500マルカが、3歳以上の子がいれば月300マルカが付加支給される。家庭保育手当は課税対象であるが、低収入の家庭には保育手当補助給付（income-tested supplement）が支給される。この収入に依存する保育手当補助給付は子ども1人についてのみ受給が可能であり、月1000マルカである。また市町村によってはさらに付加的に補助給付を支給していることもある。この市町村補助給付（local supplement）の額は市町村によって異なるが、1999年時点の市町村補助給付額の平均は2,151マルカである（OECD 2001）。

さらに、フィンランドでは雇用主との合意が得られれば、（1日6時間もしくは週30時間まで）就業時間を減らして、その分を家庭で育児にあてる④部分的保育休暇（partial care leave）を取ることもできる。この制度の下で休業する親は、通常の給与（就業時間に合わせて雇用主から支払われる）に加え、子どもが3歳になるまで週375マルカの部分家庭保育手当（partial home care allowance）が支給される。

また、フィンランドでは10歳未満の子どもが病気になった場合に、親が仕事を休んで子どもの看護・保育をするための児童看護休暇（care leave to look after a sick child）を取得することができる。2000年現在、この休暇期間は一回につき2～4日であり、雇用主との合意があれば、通常の給与を100%（減額なしで）受け取ることができる（Holmquist 1999）。

### c) 保育サービス